

## 質問通告のオンライン化に伴う手続上の変更点などについて

項目	現 状	変更後（今後の取扱い）	備 考
提出方法	(1) 事務局へ直接提出 (2) F A X	(1) 事務局へ直接提出 (2) F A X <u>(3) 電子メール</u>	※新たに電子メールによる提出が可能
通告書様式	押印欄あり	<u>押印欄廃止</u>	
提出先	(1) 事務局 (2) 0144-33-1839（事務局ファクス）	(1) 事務局 (2) 0144-33-1839（事務局ファクス） <u>(3) <a href="mailto:gikai@city.tomakomai.hokkaido.jp">gikai@city.tomakomai.hokkaido.jp</a></u> (議会事務局の組織メールアドレス)	
データ ファイル	(1) (2) 紙媒体	(1) (2) 紙媒体 <u>(3) P D F、W o r d、E x c e l</u>	※文字化け等の恐れがあるため、 <u>可能であればPDFが望ましい</u>
提出期限	(1) 正午まで(2) 午前 1 1 時まで	(1) 正午まで (2) <u>(3) 午前 1 1 時まで</u>	※(3)はF A Xと同様
送受信確認	(1) 直接 (2) 送信した旨を必ず事務局へ電話	(1) 直接 (2) <u>(3) 送信した旨を必ず事務局へ電話</u>	※(3)はF A Xと同様
内容確認 (受理確認)	(1) 直接 (2) 電話により確認(FAX で受理したものを返送)	(1) 直接 (2) <u>(3) 電話により確認</u> ※必ず電話で連絡がとれる体制をお願いします。 ※修正等がある場合、手書き等により修正したものを事務局から議員宛てへ PDF にて電子メールで送付します。又、修正等がない場合も受理したものを PDF にて電子メールで送付します。	※(3)はF A Xと同様